



鳥取県公報

平成 28 年 9 月 2 日 (金)
第 8 8 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (558) (公文書館) 2
	県統計調査の実施 (559) (健康政策課) 2
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の解除 (560) (東部生活環境事務所) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (561) (治山砂防課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (562) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (563) (〃) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (23) (教育総務課) 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 4

告 示

鳥取県告示第558号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月2日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

- 1 委託の相手
鳥取市鹿野往来交流館
- 2 委託期間
平成28年8月2日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第559号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
県民健康栄養調査
- 2 調査の目的
自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するため、その発症に関係する食生活、運動、喫煙、アルコール等の生活スタイルや健康状態を把握し、県民により身近なデータを活用した普及啓発・施策の展開や生活習慣病にならない生活スタイルへの見直しを進めるための基礎資料とするとともに、平成25年4月に策定した「健康づくり文化創造プラン」及び「食のみやことっとり～食育プラン～」の評価に活用する。
- 3 調査対象の範囲
平成28年国民健康・栄養調査の調査対象として指定された調査地区の世帯及び当該世帯の満20歳以上の世帯員
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
食生活、生活活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙
 - (2) その基準となる期日
調査票記入日
- 5 報告を求める者
1,081人
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査員が世帯を訪問して配布し、報告者が記入する。
- 7 報告を求める期間
平成28年10月1日から平成28年11月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第560号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定に基づき、次に掲げる土

地に係る同条第 1 項の指定を解除したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成28年 9 月 2 日

鳥取県東部生活環境事務所長 亀 井 雅 議

1 土地

鳥取市湖山町東三丁目 3

2 土地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

鳥取県告示第561号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

倭文地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市倭文字家上エ544-1	1号から3号まで
鳥取市倭文字家上エ541-2	4号及び5号
鳥取市倭文字中屋敷401	6号
鳥取市倭文字中屋敷391	7号
鳥取市倭文字石橋240-20地先水路敷	8号
鳥取市倭文字石橋240-16地先水路敷	9号
鳥取市倭文字中屋敷385-3地先道路敷	10号

鳥取県告示第562号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 9 月 2 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライ オンハート	ヘルパーステーション オルカ	米子市熊党129-23	平成28年 9 月 1 日	訪問介護

鳥取県告示第563号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 9 月 2 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
----------------	-----------------	------------------	-------	---------

株式会社ライ オンハート	ヘルパーステーショ ン オルカ	米子市熊党129-23	平成28年9月1日	介護予防訪問介護
-----------------	--------------------	-------------	-----------	----------

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第23号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年9月2日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年9月6日（火）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育審議会委員の任命について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年9月2日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
 - (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年10月9日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成28年10月3日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成28年10月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

- (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年10月18日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年10月25日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃

平成28年10月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3人
-------------------------------	----------------------------	---	---	----

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。